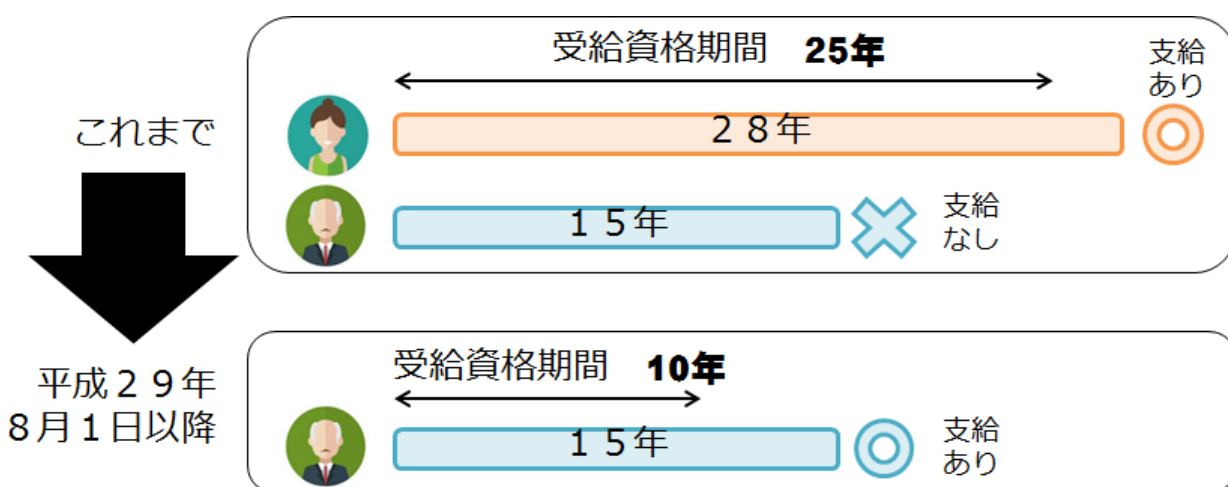


平成 29 年 8 月から、年金を受け取るために必要な期間が 10 年になります

◆制度の背景と概要◆

○無年金者の問題がかねてから年金制度の課題の一つでしたが、社会保障・税一体改革において年金を受け取れる方を増やし、納めて頂いた年金保険料をなるべく年金のお支払いにつなげる観点から年金を受け取るために必要な期間（保険料納付済等期間）を、25年から10年とすることになっていました。

○今般、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 84 号）が平成 28 年 11 月 24 日に公布され、平成 29 年 8 月 1 日から施行されることになりました。



よくあるご質問にお答えします

◆対象者は誰ですか？◆

○既に 65 歳以上の方で年金を受け取るために必要な期間（保険料納付済等期間）が 10 年以上の方が対象になります。対象者の方には、平成 29 年 2 月末から平成 29 年 7 月までの間に日本年金機構から「年金請求書」が順次お手元に届く予定です。

○また、保険料納付済等期間が 10 年以上の方が 65 歳以上（※加入する年金制度や性別によって異なります）になった場合も対象になります。対象者の方には、受給年齢になられる時に日本年金機構から「年金請求書」がお手元に届く予定です。

◆手続きは必要ですか？◆

○日本年金機構から「年金請求書」が届きましたら、必要事項をご記入の上、住民票などの書類と併せてお近くの年金事務所や街角の年金相談センターまでお持ちください。

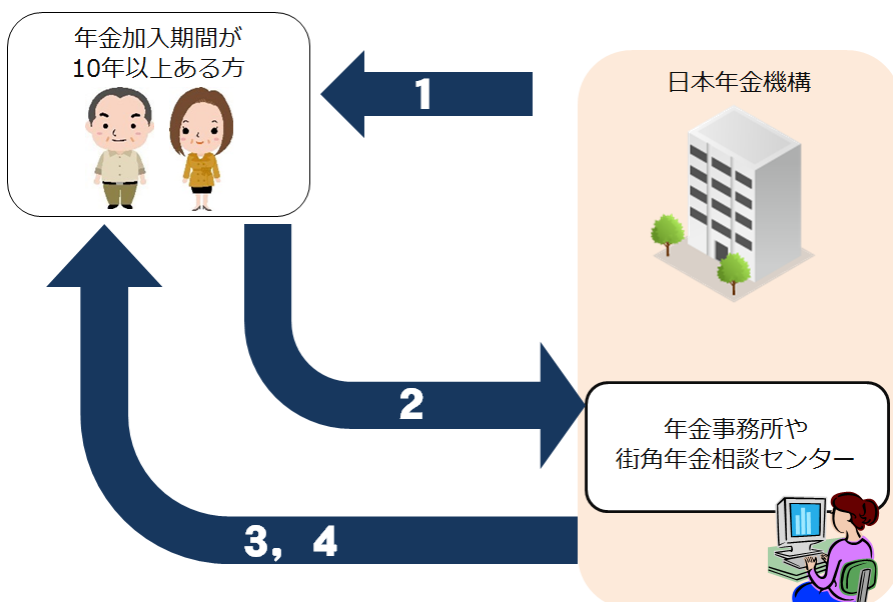
◆いつから受給できますか？◆

○既に 65 歳以上で保険料納付済等期間が 10 年以上の方について、最も早いお支払いは、平成 29 年 10 月（9 月分をお支払い）です。以降、2 ヶ月分の年金を偶数月にお支払いします。

◆受給できる年金額はどうなりますか？◆

○年金は保険料を納めた期間に応じて将来受け取る年金額が変わります。保険料を納めた期間が長ければ、それだけ年金額が多くなります。

具体的な手続きの流れについてお知らせします



◆ 1 について ◆

- 日本年金機構から対象となる方へ「年金請求書」を平成 29 年 2 月末から平成 29 年 7 月まで順次郵送します。
- 具体的なスケジュールは日本年金機構において準備を行っておりますのでしばらくお待ちください。

◆ 2 について ◆

- お近くの年金事務所や街角の年金相談センターで「年金請求書」をお受け付けします。
- その際必要な書類（住民票、戸籍謄本等）をお持ちください。
- 郵送での提出もできます。
- ご不明な点があればコールセンターにお問い合わせください。

◆ 3 について ◆

- 施行日後に対象となる方へ「年金証書」を郵送します。
- 「年金請求書」のご提出からしばらく時間がかかりますがお待ちください。

◆ 4 について ◆

- 施行日後の年金のお支払い日にご指定の口座へ年金をお振り込みします。(手続きが遅れても、さかのぼってお支払いしますのでご安心ください (手続きの時効は5年です)。)

そのほかのご質問にもお答えします

◆Q 1. 受給資格期間を短縮した年金はいつから受けられるのですか？◆

今回の改正は平成 29 年 8 月 1 日から施行されます。

施行日時点で年金を受け取るために必要な期間（保険料納付済等期間）が 10 年以上ある 65 歳以上の方や保険料納付済等期間が 10 年以上あり、厚生年金保険の加入期間が 1 年以上ある 60 歳（男性は 62 歳）以上 65 歳未満の方は施行日に老齢基礎年金や特別支給の老齢厚生年金などの受給権が発生します。また、施行日以後に受給要件に該当した方は該当した日に受給権が発生します。

年金は受給権発生翌月分から受けられます。年金のお支払いは原則偶数月です。

平成 29 年 8 月 1 日に受給権が発生する方への最も早いお支払いは平成 29 年 10 月（9 月分をお支払い）です。請求のお手続きが遅れても受給権が発生した時点（平成 29 年 8 月 1 日に受給権が発生した方は同日）にさかのぼってお支払いしますのでご安心ください（手続きの時効は 5 年です）。

◆Q 2. 年金の請求手続きは本人が年金事務所へ行かなければならないのですか？◆

ご本人が窓口においでになれないときは委任状により代理人に手続きを委任されることでお手続きをしていただくことができます。

◆Q 3. 年金事務所での相談の待ち時間が長くなりませんか？◆

今回の制度改正により多くの方に年金請求書をお送りすることから、年金事務所などでの混雑を緩和するためにねんきんダイヤルにおいて予約相談をお受けする予定としています。予約の仕方などは改めてホームページ等でご案内します。

ご予約いただくことでお客様のご都合に合わせたスムーズな相談が可能となりますのでご利用ください。

◆Q 4. 年金を受け取るために必要な年金制度に加入する期間に年金保険料を払っていない期間は含まれるのでしょうか？◆

老齢基礎年金を受けるためには、保険料を納めた期間、保険料を免除された期間、合算対象期間（いわゆる「カラ期間」）を合わせて 10 年以上であることが必要となります。保険料を納めていない未納期間は含まれませんので後納制度（後述 Q 8. を参照）などをご利用いただき、保険料を納めた期間に切り替えていただきますようお願いいたします。

※カラ期間の詳細については後述 Q 9. をご確認ください。

◆Q 5. 年金を受け取るために必要な期間（保険料納付済等期間）が 10 年ない場合はどうなるのですか？◆

10 年に満たない方でも国民年金の任意加入や後納制度により保険料納付済等期間が 10 年以上となれば年金の受給権が発生します。今後、日本年金機構が把握している年金記録が 10 年に満たない方に対しても、個別にお知らせをお送りする予定です。送付の時期などが

決まりましたら、改めてご案内いたします。

この機会に過去の職歴などを改めて整理していただき、記録の漏れなどがないかのご確認をお願いします。

◆Q 6. 任意加入をすることで10年になるといわれました。どのような手続きを行えばよいのですか？◆

老齢基礎年金の受給資格期間（10年）を満たしていない65歳以上70歳未満の方は最長で70歳まで国民年金に加入することができます。

また、65歳未満の方は60歳から65歳まで任意加入をすることで老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

任意加入の手続きは市区町村の国民年金担当窓口へ申し出てください。

◆Q 7. 現在任意加入中ですが平成29年8月以降はどうなりますか？◆

65歳未満の方の任意加入に変更はありませんが、65歳以上70歳未満の方の任意加入の場合は受給資格期間の10年を満たした時点で任意加入が終了となります。

◆Q 8. 国民年金の後納制度について教えてください。◆

平成27年10月から平成30年9月までの時限措置として5年後納制度を実施しています。過去5年間の未納保険料で時効（2年）となった場合も、お申し込みいただくと保険料を納付できますので是非ご活用下さい（すでに老齢基礎年金を受け取っていらっしゃる方やその権利のある方はお申し込みいただけません）。

◆Q 9. カラ期間というのを耳にしますがこれは何ですか？◆

「カラ期間」とは合算対象期間のことで、年金額には反映しませんが老齢基礎年金の受給に必要な加入期間に含まれるものです。このため、年金の加入期間に合算対象期間を加えることで老齢基礎年金の受給資格期間（10年）を満たすことがあります。

【主な合算対象期間（カラ期間）】

1. サラリーマン（厚生年金保険や共済組合などの加入者）の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間（昭和36年4月1日から昭和61年3月31日まで）
2. 学生で国民年金に任意加入しなかった期間（昭和36年4月1日から平成3年3月31日まで）
3. 日本人であって海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間（昭和36年4月1日から）
4. 昭和36年4月から昭和61年3月末までの間に脱退手当金の支給を受け、昭和61年4月から65歳までの間に保険料を納めた期間や保険料を免除された期間があるときの脱退手当金の支給対象となった期間

その他の主な合算対象期間は、[こちら](#)をご覧ください。

◆Q 10. 過去に送られてきた「ねんきん特別便」に回答していませんが今回の受給資格期間短縮措置に伴い、年金記録を確認した方がいいのですか？◆

過去に「ねんきん特別便」が送付された方には基礎年金番号に統合されていない年金記録をお持ちである可能性があります。

このため、未統合の年金記録がご本人のものであるかをご確認いただく必要があります。特に、過去に「ねんきん特別便」を受け取っていたが、そのまま内容をご確認されていない方は、お手数ですが年金事務所で年金記録のご確認をお願いします。なお、今回送付する年金請求書に基づき、年金の請求手続きを行う際にあわせてご確認いただくこともできます。

◆Q11. 今回、受給資格期間が25年から10年になったとのことですが遺族年金の支給要件なども見直されたのですか?◆

今回の受給資格期間の短縮は老齢基礎年金などの老齢給付が対象となります。遺族年金の支給要件（1. 保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上ある被保険者や、2. 受給資格期間が25年以上である老齢基礎年金受給者などが死亡したときで、子のある配偶者または子に対して支給。）や障害年金の納付要件（初診日において被保険者であり初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことなど）は、これまでどおり変更はありませんのでご注意ください。

◆Q12. 日本年金機構から年金請求書を送付するので手数料を振り込んでほしいとの電話がありました。手数料が必要なのですか?◆

年金請求書をお送りする前に日本年金機構からお電話をすることは一切ありません。また、電話で手数料などの金銭のお支払いを求めるとか金融機関の口座をお聞きすることはありません。不審な電話にはご注意ください。

お役立ち情報（リーフレットなど）

大事なポイントを簡単にまとめたリーフレット(PDF:671KB)です。ご活用ください。

ご不明な点は以下にお問い合わせ下さい。

文書や FAX での年金相談も可能です。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

詳細についてご不明点等ございましたら、
「ねんきんダイヤル」までお問い合わせください。



0570-05-1165 050で始まる電話でおかけになる場合は
Tel. 03-6700-1165

月曜日(月曜が休日の場合は、休日明けの初日)／8:30～19:00

火～金曜日／8:30～17:15 第2土曜日／9:30～16:00

◎土曜・日曜・祝日(第2土曜を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。